

## 管内農家で発生したヨーネ病とその清浄化に向けた取り組み

東部家畜保健衛生所 かわもとなおみ 川本尚未

【はじめに】 ヨーネ病は主として牛に慢性の下痢や泌乳量の低下を起こす疾病で、家畜伝染病予防法で家畜伝染病に指定されている。平成 11 年度からヨーネ病を定期的に検査することが義務付けられ、現在本県では、乳用牛を対象に、2 年に 1 回検査を実施している。本県では、平成 10 年以降 149 戸 195 頭を患畜として摘発している。近年は、年間数頭の摘発で推移しているものの、発生は続いている状況である。今回、平成 23 年 11 月に 4 頭が初めて摘発された管内農場 1 戸において、長期間に渡る対策の結果、平成 30 年 2 月に清浄化を達成することができたので、その概要を報告する。

【発生及び検査状況】 当該農場は搾乳牛 150 頭規模で、初発後、牛のヨーネ病防疫対策要領に基づく検査を実施していたが、途中で新たな患畜が摘発された。その後も発生が繰り返され、平成 28 年 2 月の最終発生までに 22 頭の患畜が摘発された。平成 27 年 10 月に摘発した患畜から、高い遺伝子量が検出され、農場が重度に汚染されていると考えられたことから、平成 27 年 10 月、11 月に 2 回の環境拭き取り検査及び農場清掃消毒、平成 28 年 10 月には、再度、環境拭き取り検査を実施した。その後、要領に基づく検査及び 3 回の全頭プール糞便によるリアルタイム PCR 検査を経て、平成 30 年 2 月に清浄化を達成した。

【清浄化に向けた取り組み】 環境拭き取り検査では、育成舎、搾乳舎、飼槽、除糞用リフト、哺乳ロボット等から採材、遺伝子検査を実施した。また、遺伝子が検出された箇所での農場清掃消毒を入念に行った。2 回目の検査では遺伝子検出箇所は半数に減少し、3 回目の検査では、遺伝子検出箇所は認められず、農場の汚染が軽減されたことを確認できた。

【経済被害】 平成 23 年の初発生から 30 年 2 月の清浄化に至るまで、ELISA 検査 2,840 件、遺伝子検査 1,437 件を実施し、検査料として 3,859,500 円を要した。採材及び検査に従事した家畜保健衛生所職員の延べ人数は 126 人、時間として 2,622 時間を要した。へい殺畜等手当金は 6,698,733 円に達した。

【まとめ】 今回の事例から、ヨーネ病の清浄化には多くの時間、費用、労力を要すること、また、早期清浄化のためには、ELISA 検査のみではなく、プール糞便による PCR 検査の併用も必要と考えられた。

今後、ヨーネ病が発生した際には、本事例から得た教訓を基に、早期清浄化及びまん延防止に努めていく。